

I 障害者施策と障害者基本法 5

① 障害者基本法と障害者基本計画 6
1 基本法が定める原則と基本的方向 6
2 障害者基本計画による総合的推進 10
■ 障害者の権利に関する条約と第4次障害者基本計画 11
■ 第4次障害者基本計画の総論と各論の主要内容 12
② 第4次障害者基本計画：各分野の基本的な方向 14
1 各分野の施策に共通する横断的視点 14
2 ① 安全・安心な生活環境の整備 15
② 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 16
③ 防災、防犯等の推進 17
④ 差別の解消、権利擁護の推進と虐待の防止 18
⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 19
⑥ 保健・医療の推進 21
⑦ 行政等における配慮の充実 23
⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援 24
⑨ 教育の振興 25
⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興 27
⑪ 國際社会での協力・連携の推進 27
③ 障害者差別解消法と基本方針 28
1 障害者基本法「差別禁止」原則の具体化 28
2 「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供 30
■ 障害を理由とする不当な差別的取扱いと合理的配慮の例
① 福祉事業者 31
② 医療関係事業者 32
③ 衛生事業者 33
④ 障害者虐待防止法と市町村の取組み 34
1 障害者の権利擁護のための虐待防止 34
2 養護者による虐待の防止と養護者に対する支援等 36
3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等 38
4 使用者による障害者虐待の防止等 40
■ 成年後見制度等を活用した障害者虐待予防 42

II 障害者総合支援法 43

第1章 障害者総合支援法のしくみ 45
① 障害者総合支援法の全体像 46
1 障害者総合支援法の目的と理念 46
2 対象となる障害者・障害児の範囲 47
■ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供 48
3 障害者総合支援法のサービス体系 49
② 障害福祉計画 52
1 基本指針と障害福祉計画 52
2 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の主な内容 54
3 障害福祉サービス等の提供体制の目標 61
③ 費用の財源と国庫負担基準 65
1 市町村等の費用負担 65
2 訪問系サービスの国庫負担基準 66
第2章 自立支援給付 67
① 自立支援給付の概要 68
② 自立支援給付の支給申請等 72
③ 介護給付費・訓練等給付費等の支給決定等 73
1 支給申請から支給決定までの流れ 73
2 障害福祉サービス支給決定の勘案事項 75
3 同時に支給決定できるサービス 76
4 訓練等給付費（自立訓練等）の支給決定 77
5 障害児の支給決定 78
6 支給量と有効期間の決定 79
7 支給決定の通知と変更の申請 81
8 サービス受給者証 82
■ 障害福祉サービス受給者証（例）
① 介護給付費の支給決定内容 83
② 訓練等給付費／計画相談支援給付費 84
③ 利用者負担／事業者記入欄 85
④ 事業者記入欄／注意事項欄 86
9 支給決定の更新 87
■ 支給決定前や基準該当事業所のサービス利用 89
④ 障害支援区分の認定 90
1 介護給付費対象サービス等の支給決定は障害支援区分の認定が必要 90
2 障害支援区分認定事務の流れ 91
3 コンピュータ判定による一次判定 94

4 市町村審査会における二次判定 95
⑤ 介護給付費・訓練等給付費等に係る利用者負担 96
1 介護給付費・訓練等給付費の対象サービスと給付範囲 96
2 利用者負担の認定と所得区分に応じた負担上限月額 97
3 補足給付の認定（食費・光熱水費の負担軽減） 99
4 利用者負担の上限額管理 100
■ 同一世帯に複数の利用者がいる場合の負担軽減（高額障害福祉サービス等給付費） 101
■ 高齢障害者の介護保険利用者負担の軽減（新高額障害福祉サービス等給付費） 102
⑥ 地域相談支援給付費・計画相談支援給付費の支給 103
1 地域相談支援給付費・計画相談支援給付費の範囲 103
2 地域相談支援給付費の給付決定 104
■ 地域相談支援受給者証（例） 107
⑦ 自立支援医療費・療養介護医療費等の支給認定等と利用者負担 108
1 自立支援医療費の概要 108
2 育成医療の申請と認定 110
3 更生医療の申請と認定 111
4 精神通院医療の申請と認定 112
5 自立支援医療における自己負担上限月額 114
6 育成医療の提供と自立支援医療費の支給 117
7 更生医療の提供と自立支援医療費の支給 118
8 精神通院医療における自立支援医療費の支給 120
9 療養介護医療費の支給 121
⑧ 補装具費の支給の流れと利用者負担 122
1 補装具の目的と購入・借受け・修理 122
2 補装具費の支給の流れ 124
3 補装具費に係る利用者負担 125
第3章 自立支援給付に係る事業所の指定等 127
① 事業所の指定とサービスの概要 128
1 サービス事業者・施設等の指定 128
2 介護給付のサービスの概要① 居宅における生活支援 132
3 介護給付のサービスの概要② 日中活動と住まいの場の提供 135
4 訓練等給付のサービスの概要 138
5 相談支援の体系とサービス 145
■ 協議会（自立支援協議会）と基幹相談支援センター 146
■ 地域生活支援拠点・居住支援の面的な体制の整備 146
■ サービス等利用計画・個別支援計画にもとづくサービスの提供 149
② 業務管理体制の整備 159
1 事業所等の整備する業務管理体制 159
2 届出書の記載事項と届出先 160
③ 障害福祉サービス等情報公表制度 161
1 情報公表を行う指定障害福祉サービス等の種類 161
2 障害福祉サービス等情報の具体的な内容 163
3 インターネット等による情報の公表 164
第4章 障害児への支援給付（児童福祉法） 165
① 障害児への支援給付の概要 166
1 通所・入所・相談支援に給付を分類 166
2 事業者・施設の指定等 168
② 通所（居宅生活の支援）に係る障害児への支援給付等 169
1 居宅生活の支援に関する給付費の支給と自己負担 169
2 障害児通所給付費の給付決定 171
3 指定基準にもとづく指定障害児通所支援事業者の指定等 175
4 指定通所支援のサービスの概要 177
5 肢体不自由児通所医療費の支給 178
③ 入所に係る障害児への支援給付等 179
1 入所に関する給付費の支給と自己負担 179
2 障害児入所給付費の給付決定 180
3 指定基準にもとづく指定障害児入所施設の指定等 182
4 指定入所支援のサービスと障害児入所医療費の支給等 183
④ 障害児相談支援給付費の支給 184
1 障害児相談支援に関する給付費の支給 184
2 指定基準にもとづく指定障害児相談支援事業者の指定等 185
3 指定障害児相談支援のサービスの概要 186
■ 医療的ケア児等への支援制度 187
第5章 地域生活支援事業・地域生活支援促進事業 189
① 地域の特性や状況に応じて行われる地域生活支援事業 190
◆ 市町村地域生活支援事業の必須事業 192
◆ 市町村地域生活支援事業の任意事業 198
◆ 都道府県地域生活支援事業の必須事業 202
◆ 都道府県地域生活支援事業の任意事業（サービス・相談支援者、指導者育成事業） 205
◆ 都道府県地域生活支援事業の任意事業（都道府県任意事業） 207
② 特に進めることが望まれる地域生活支援促進事業 211

◆都道府県地域生活支援促進事業	212
◆市町村地域生活支援促進事業	222

III 障害種別に応じた福祉の増進 …… 223

①身体障害者への福祉	224
1 身体障害者福祉法の目的	224
2 身体障害者更生相談所と身体障害者相談員	225
3 身体障害者手帳	226
■障害者手帳のカード化	228
②知的障害者への福祉	229
1 知的障害者福祉法の目的	229
2 知的障害者更生相談所と知的障害者相談員	230
3 療育手帳	231
③精神障害者への福祉	232
1 精神保健福祉法の目的	232
2 精神保健福祉センター	232
3 精神障害者保健福祉手帳	234
4 相談指導等	235
■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	237
■高次脳機能障害者に対する支援体制	239
④発達障害者への支援	240
1 発達障害者支援法の目的と基本理念	240
2 児童の発達障害の早期発見と発達障害者の支援	242
3 発達障害者支援センター	245
■心神喪失者等医療観察法のしくみ	246

IV 障害者の雇用促進と職業安定 …… 247

①障害者雇用促進法のしくみ	248
1 就業を通した職業生活における自立の促進	248
■障害者雇用促進法改正の経緯	250
2 職業リハビリテーション	252
3 差別の禁止と合理的配慮の提供義務	254
4 障害者雇用率制度	256
5 障害者雇用納付金制度	260
6 苦情処理・紛争解決援助	263
②障害者優先調達のしくみ	264
1 障害者優先調達推進法	264
2 優先調達基本方針と取組事例	265
■令和元年（2019年）の障害者雇用促進法改正	266

V 障害年金・手当による所得保障 …… 267

①公的年金制度による障害年金	268
1 公的年金制度の概要	268
2 障害年金を受ける条件	269
■障害等級表	270
■障害認定に当たっての基本的事項	271
3 障害基礎年金、障害厚生年金の年金額	273
4 障害年金を受けはじめた後の見直し	275
5 20歳前の障害による障害基礎年金	278
6 老齢厚生年金の障害者特例	279
7 労災年金と障害年金の調整	280
8 障害基礎年金を受けていない人への「特別障害給付金」	281
②「特別児童手当等の支給に関する法律」による手当	282
■障害者扶養共済制度（しょうがい共済）	284

法令編 …… 285

I 障害者施策と障害者基本法	
①障害者基本法	291
②障害を理由とする差別の解消に関する法律【障害者差別解消法】	295
③障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	299
④障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律【障害者虐待防止法】	305
II 障害者総合支援法	
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【障害者総合支援法】	313
②児童福祉法【抄】	482
III 障害種別に応じた福祉の増進	
①身体障害者福祉法	599
②知的障害者福祉法	624
③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律【精神保健福祉法】【抄】	634
④発達障害者支援法	647
IV 障害者の雇用促進と職業安定	
①障害者の雇用の促進等に関する法律【障害者雇用促進法】【抄】	651
②国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律【障害者優先調達推進法】	698

本書は、原則として2019年8月1日現在の法令にもとづき作成しています。

I 障害者施策と障害者基本法

①障害者基本法と障害者基本計画	6
1 基本法が定める原則と基本的方向	6
2 障害者基本計画による総合的推進	10
■障害者の権利に関する条約と第4次障害者基本計画	11
■第4次障害者基本計画の総論と各論の主な内容	12
②第4次障害者基本計画：各分野の基本的な方向	14
1 各分野の施策に共通する横断的視点	14
2 ① 安全・安心な生活環境の整備	15
② 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	16
③ 防災、防犯等の推進	17
④ 差別の解消、権利擁護の推進と虐待の防止	18
⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	19
⑥ 保健・医療の推進	21
⑦ 行政等における配慮の充実	23
⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援	24
⑨ 教育の振興	25
⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興	27
⑪ 國際社会での協力・連携の推進	27
③障害者差別解消法と基本方針	28
1 障害者基本法「差別禁止」原則の具体化	28
2 「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供	30
■障害を理由とする不当な差別的取扱いと合理的配慮の例	31
④障害者虐待防止法と市町村の取組み	34
1 障害者の権利擁護のための虐待防止	34
2 養護者による虐待の防止と養護者に対する支援等	36
3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等	38
4 使用者による障害者虐待の防止等	40
■成年後見制度等を活用した障害者虐待予防	42

1 障害者基本法と障害者基本計画

◎すべての国民が、障害の有無に分け隔てられることなく、相互に尊重しあう共生社会の実現に向けて、障害者基本法が障害者施策の基本を定めています。

◎障害者施策を総合的・計画的に進めていくため、障害者基本計画が策定され、横断的視点からの各分野別施策の基本的方向と目標が示されています。

1 基本法が定める原則と基本的方向

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的とし、①地域社会における共生等、②差別の禁止と社会的障壁の除去、③国際的協調を基本原則としています。

国と地方公共団体は、原則にのっとり施策を実施し、国民は共生社会の実現に寄与するよう努めます。施策の基本方針として、①障害者の性別・年齢・障害の状態や生活の実態に応じ、②障害者等の関係者の意見を聴き、尊重して実施することが定められています。

●障害者数（単位：万人）※1

	総数	在宅	施設
身体障害児・者 *1	18歳未満	7.1	6.8
	18歳以上	419.4	412.5
	年齢不詳	9.3	9.3
	合計	436.0	428.7
知的障害児・者 *1	18歳未満	22.1	21.4
	18歳以上	84.2	72.9
	年齢不詳	1.8	1.8
	合計	108.2	96.2
精神障害者※ *2	20歳未満	27.6	27.3
	20歳以上	391.6	361.8
	年齢不詳	0.7	0.7
	合計	419.3	389.1

*1 在宅は平成28年、施設は27年の調査にもとづく数

*2 平成29年の調査（在宅=外来患者／施設=入院患者）

●知的障害児・者（在宅）の推移（単位：千人）

	~17歳	18~64歳	65歳~	不詳	合計
1995年 (平7)	86	188	8	16	297
	28.8%	63.2%	2.6%	5.4%	100%
2000年 (平12)	94	212	9	14	329
	28.4%	64.4%	2.8%	4.4%	100%
2005年 (平17)	117	274	15	12	419
	28.0%	65.5%	3.7%	2.9%	100%
2011年 (平23)	152	408	58	4	622
	24.4%	65.6%	9.3%	0.6%	100%
2016年 (平28)	214	580	149	18	962
	22.2%	60.3%	15.5%	1.9%	100%

●精神障害者（外来）の推移（単位：万人）

	~24歳	~34歳	~44歳	~54歳	~64歳	~74歳	75歳~	不詳	合計
2002年 (平14)	22.8	34.9	34.2	36.8	33.8	32	28.9	0.5	223.9
	10.2%	15.6%	15.3%	16.4%	15.1%	14.3%	12.9%	0.2%	100.0%
2005年 (平17)	27.2	39.5	46.2	37.7	39.7	36	40.6	0.5	267.5
	10.2%	14.8%	17.3%	14.1%	14.8%	13.5%	15.2%	0.2%	100.0%
2008年 (平20)	27.7	35.8	50	41.6	43.3	39.9	51.4	0.6	290
	9.6%	12.3%	17.2%	14.3%	14.9%	13.8%	18.4%	0.2%	100.0%
2011年 (平23)	27.9	33.7	50.4	40.2	37.8	33.3	64.2	1	287.8
	9.7%	11.7%	17.5%	14.0%	13.1%	11.6%	22.3%	0.3%	100.0%
2014年 (平26)	36.3	36.2	58.5	52.4	45.5	47.8	84.9	1	361.1
	10.1%	10.0%	16.2%	14.5%	12.6%	13.2%	23.5%	0.3%	100.0%
2017年 (平29)	38.5	36.2	58.2	63.9	47.7	51.4	93.3	0.7	389.1
	9.8%	9.3%	15.0%	16.4%	12.3%	13.2%	24.0%	0.2%	100%

●施策の進展を受けた障害者基本法の改正（平成5年／16年）

障害者基本法は、各分野の障害者関連の個別法を指導する基本的な法律で、昭和45年に心身障害者対策基本法として制定されました。

その後、障害者対策に関する長期計画（昭和58～平成4年度）・新長期計画（平成5～14年度）の進展を受けて、平成5年に「障害者基本法」に全面改正されました。基本法では、身体障害・知的障害・精神障害を対象に、障害者の自立、完全参加と平等を目的とし、障害者基本計画の策定や雇用の促進等が定められました。

平成16年には、障害者基本計画（平成15～24年度）にも対応して、社会参加の一層の促進を図るための改正が行われています。

●障害者権利条約と障害者基本法改正（平成24年実施）

国連では、障害者の権利・尊厳を保護し、促進するための包括的・総合的な「障害者権利条約」が採択され、わが国も平成19年（2007年）に署名しました。平成23年（2011年）には、条約の理念に沿って、障害者のとらえ方※2やめざすべき社会の姿を明記するとともに、施策の目的を明確化する障害者基本法改正が行われました。

その後、わが国は、その他の関係法の整備を経て、平成26年（2014年）1月に条約に批准、2月から効力が生じています。

◆障害者基本法の総則

(1)目的（第1条）	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する
(2)障害者の定義（第2条）	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があって、障害と社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人
(3)地域社会における共生等（第3条）	目的に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る ①全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること ②全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと ③全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通の手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得・利用の手段について選択の機会の拡大が図られること
(4)差別の禁止（第4条）	①障害を理由として差別することなどの権利利益を侵害する行為をしてはならない ②社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない ③国は、差別の防止を図るために必要な情報の収集、整理と提供を行う
(5)国際的協調（第5条）	目的に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない
(6)国等の責務（第6条）	国・地方公共団体は、(3)(4)(5)の基本原則にのっとり障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的・計画的に実施する責務を有する
(7)国民の理解（第7条）	国・地方公共団体は(3)(4)(5)の基本原則に関する国民の理解を深めるよう施策を実施する
(8)国民の責務（第8条）	国民は(3)(4)(5)の基本原則にのっとり、目的に規定する社会の実現に寄与するよう努める
(9)施策の基本方針（第10条）	①障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて総合的に策定し実施する ②障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める

※2 障害者基本法は障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています（障害者差別禁止法、障害者虐待防止法も同様）。個別の法律（身体障害者福祉法、精神保健福祉法等）では、それぞれ対象とする「障害者」を定義しています。

1 障害者総合支援法の全体像

◎障害者総合支援法は、障害者・障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう制定されました。

◎地域社会での共生を実現していくため、障害福祉サービス、地域生活支援事業が提供されています。

1 障害者総合支援法の目的と理念

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）※1は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことにより、障害者・障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています（法1条）。

その支援は、次のような基本理念にもとづき総合的・計画的に行われます（法1条の2）。

(1) すべての障害者・障害児が、可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること

(2) どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社

◆障害者総合支援法の実施についての責務（法2条・3条）

市町村	<p>(1) 障害者等が自立した生活を営むことができるよう、生活の実態を把握したうえで、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付・地域生活支援事業を総合的・計画的に行う</p> <p>(2) 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、相談に応じ、必要な調査と指導を行い、これらに付随する業務を行う</p> <p>(3) 意思疎通に支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう必要な便宜を供与 虐待の防止とその早期発見のために関係機関と連絡調整を行う</p> <p>その他権利の擁護のために必要な援助を行う</p>
都道府県	<p>(1) 市町村が行う自立支援給付・地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う</p> <p>(2) 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給と地域生活支援事業を総合的に行う</p> <p>(3) 障害者・障害児に関する相談と指導のうち、専門的な知識と技術を必要とするものを行う</p> <p>(4) 市町村と協力して権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し必要な助言、情報の提供その他の援助を行う</p>
国	市町村・都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村・都道府県に対し必要な助言、情報の提供その他の援助を行う
国・地方 公共団体	障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努める
国民	すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努める

会において他の人々と共生することを妨げられないこと

(3) 障害者・障害児にとって生活を営むうえで障壁となるような社会の事物、制度、慣習、観念その他一切のものの除去に資すること

2 対象となる障害者・障害児の範囲

障害者総合支援法は、障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）をサービス・支援の対象とします（法4条）。

(1) 障害者（18歳以上）	①一定の身体上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者
	②知的障害者
	③統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する精神障害者（発達障害※2があり発達障害と社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受ける発達障害者を含む）
	④日常生活または社会生活を営むための支援を行うことが特に必要な難病等の患者
(2) 障害児（18歳未満）	①身体に障害のある児童
	②知的障害のある児童
	③精神に障害のある児童（発達障害があり発達障害と社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受ける発達障害児を含む）
	④①④の難病等に該当する児童

※2 発達障害者支援法では、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害、協調運動の障害、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動と情緒の障害を発達障害と定義しています。

◆身体障害者手帳の交付対象となる身体上の障害（身体障害者福祉法・別表）

(1) 視覚障害で、永続するもの	<p>①両眼の視力がそれぞれ0.1以下 ②1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下 ③両眼の視野がそれぞれ10度以内 ④両眼による視野の2分の1以上が欠けている ※視力は万国式試視力表で測定（屈折異常がある場合は矯正視力について測定）</p>
(2) 聴覚または平衡機能の障害で、永続するもの	<p>①両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上 ②1耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上 ③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下 ④平衡機能の著しい障害</p>
(3) 音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害	<p>①音声機能、言語機能、そしゃく機能の喪失 ②音声機能、言語機能、そしゃく機能の著しい障害で、永続するもの</p>
(4) 肢体不自由	<p>①1上肢、1下肢または体幹の機能の著しい障害で、永続するもの ②1上肢のおや指を指骨間関節以上で欠く、またはひとさし指を含めて1上肢の2指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠く ③1下肢をリストラン関節以上で欠く ④両下肢のすべての指を欠く ⑤1上肢のおや指の機能の著しい障害、またはひとさし指を含めて1上肢の3指以上の機能の著しい障害で、永続するもの ⑥上記のほか、その程度が①～⑤の障害の程度以上と認められるもの</p>
(5) 心臓、じん臓または呼吸器の機能の障害、ぼうこうまたは直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの	

難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病等の患者を追加し、平成25年（2013年）4月から障害福祉サービス等の対象としています。

対象となる人は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村で必要と認められた障害福祉サービス等を利用できます（難病患者についての公費負担医療は、障害福祉サービス等の対象者であっても難病法により行われます）。

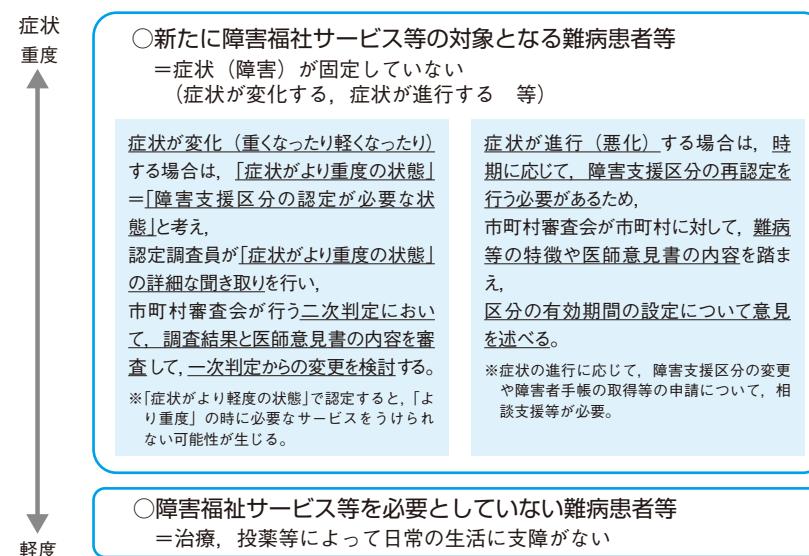
障害者総合支援法の対象となる難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病等の特殊な疾患による障害で、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限をうける人です。

障害者総合支援法の対象疾病的要件は、次のように定められています。

指定難病の要件	障害者総合支援法の取り扱い
①発病の機構が明らかでない	要件としない
②治療方法が確立していない	要件とする
③患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない
④長期の療養を必要とする	要件とする
⑤診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている	要件とする

なお、障害者総合支援法の対象疾病については、難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）の指定難病の「重症度分類等」は適用されません。

◆難病患者等に対する障害支援区分の認定について（イメージ）



特定の疾病名に該当すれば、障害福祉サービスを利用するための「障害支援区分」の認定をうけることが可能です。

●難病患者等の特徴を踏まえた認定

難病患者等に対する障害支援区分の調査や認定は、申請にもとづき、市町村が障害者に実施している現行の調査項目や基準等で行います。

しかし、難病患者等は、障害が固定している身体障害者と違い、症状の変化や進行等の特徴があるため、それらを踏まえ認定調査が行われます。とくに、症状が変化する場合は、「症状がより重度の状態」＝「障害支援区分の認定が必要な状態」という観点から認定が行われます。

●難病等の児童にも障害児支援

児童福祉法改正により、障害児の定義に障害者総合支援法に定める難病等の児童が追加され、平成25年（2013年）4月から障害児支援（および障害福祉サービス）の対象となっています。

●令和元年7月からは361疾病が対象

指定難病の令和元年（2019年）7月実施分の検討結果を踏まえ、3疾病が新たに障害者総合支援法の対象疾病となり、1疾病について対象が明確化され1疾病が対象外となっています（ただし、障害福祉サービス等の支給決定をうけていた人については、引き続き障害福祉サービス等を利用することができます）。



3 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、大きく「自立支援給付」（→68頁）と「地域生活支援事業」（→190頁）に分けられます。障害者・障害児は、障害の種類にかかわらず利用できます。

●自立支援給付

自立支援給付は、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具、高額障害福祉サービスなどからなります（法6条）。

障害福祉サービスには、介護給付と訓練等給付があり、相談支援にもとづき提供されます。自立支援医療には、障害者・障害児が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な更生医療（18歳以上の身体障害者を対象）、育成医療（18歳未満の身体障害児を対象）、精神通院医療（精神障害者を対象）があります。

●地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営めるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ計画的に柔軟な事業形態により実施される事業です（法77条～78条）。

●児童福祉法によるサービス

障害児を対象とする障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援（→166頁）は、児童福祉法にもとづきサービスが提供されます※3（児童福祉法6条の2の2）。

※3 障害児を対象とする施設・事業等のサービスは、平成24年（2012年）4月より児童福祉法に規定が一本化されました。障害種別で分かれていた障害児施設は、通所による支援、入所による支援にそれぞれ一元化されています。

■小児慢性特定疾病医療支援

小児慢性特定疾病とは、18歳未満の児童（または引き続き治療が必要な20歳未満）が、その疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、および生命に危険が及ぶおそれがあるもので、療養のために多額の費用を要する疾患です（児童福祉法6条の2）。

小児慢性特定疾病医療支援は、児童福祉法にもとづき、小児慢性特定疾病的児童等の健全育成を図るために、治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながる医療給付を行います。実施主体は、都道府県・指定都市・中核市です。

令和元年（2019年）7月からは、16疾患群・762疾病が対象となっています。

なお、小児慢性特定疾病的児童等でも、該当す

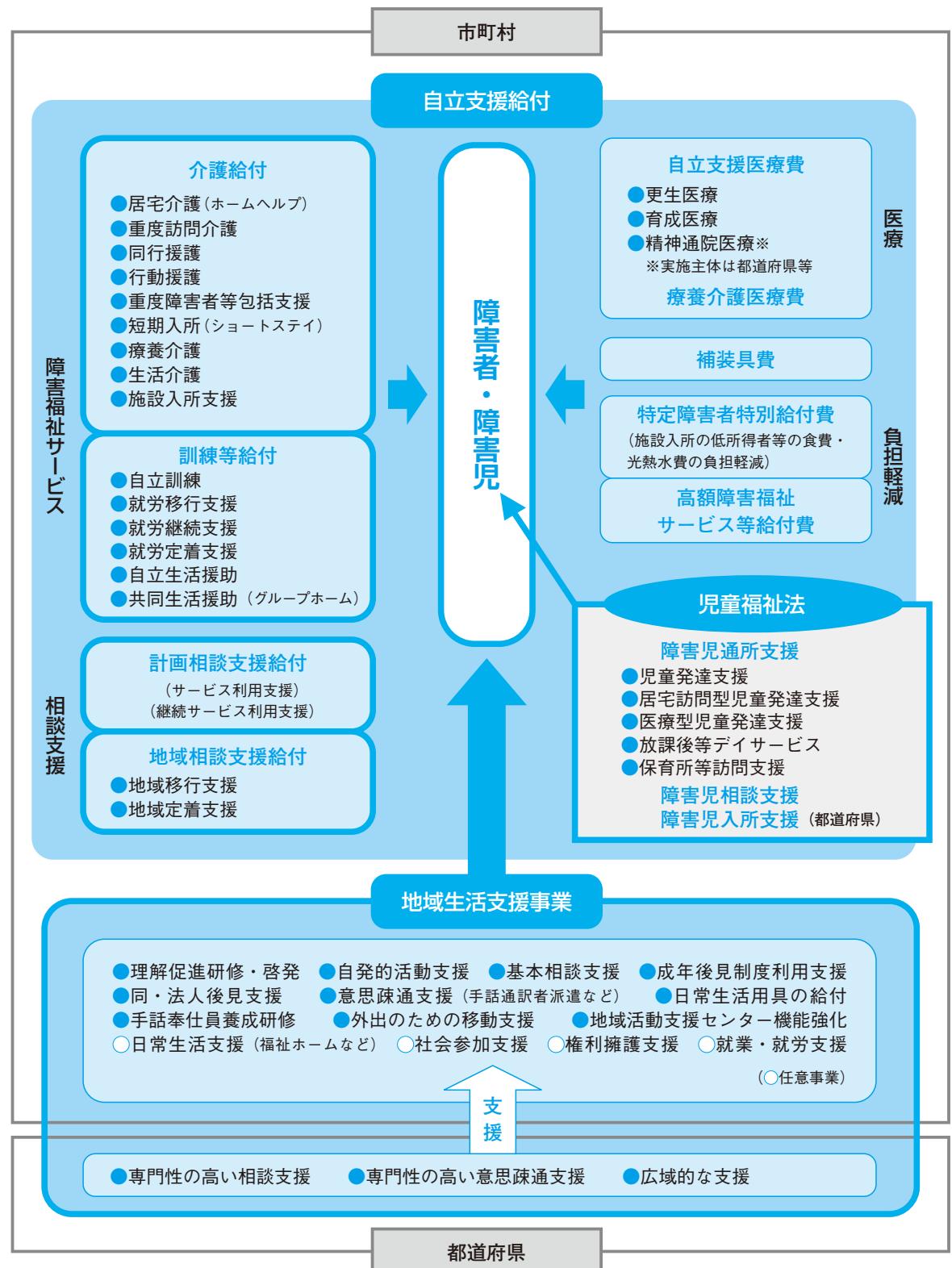
る児童等は、障害児を対象とする障害福祉サービス・障害児通所支援・障害児入所支援や難病法の医療費助成（特定医療費の支給）を利用できます（小児慢性特定疾病と共に指定難病については、小児慢性特定疾病的医療費で助成します）。

●保護者の申請にもとづく医療費支給認定

対象となる患者は、保護者が都道府県等に申請し支給認定をうけます。このとき、うけられる医療機関と負担上限月額が決定され、医療受給者証が交付されます。

小児慢性特定疾病的医療費について、患者負担は、世帯の所得に応じた負担上限月額か、医療費の2割のいずれか低い方となります（重症患者等には負担軽減があります）。

◆障害者総合支援法による障害者・障害児への保健福祉サービス



◆障害福祉サービス等の体系

サービス名		サービス内容	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	者児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	者	重度肢体不自由者等で常時介護が必要な人に、自宅や医療機関等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援を総合的に提供する
	同行援護	者児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行う
	行動援護	者児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	者児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	短期入所（ショートステイ）	者児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う
	生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する
	施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	自立生活援助	者	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、1年間、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
	自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型＝雇用型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型＝非雇用型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	者	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行う
	児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
	居宅訪問型児童発達支援	児	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行う
	医療型児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行う
児童福祉法	放課後等デイサービス	児	授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などの支援を行う
	保育所等訪問支援	児	保育所等、乳幼児・児童養護施設を訪問し、障害児に障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
	福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導や知識技能の付与を行う
	医療型障害児入所施設	児	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、治療を行う
	計画相談支援	者児	【サービス利用支援】申請時（支給決定前）にサービス利用計画案を作成／決定後に事業者等と連絡調整しサービス利用計画を作成 【継続サービス利用支援】サービス利用状況等の検証（モニタリング）／事業所等との連絡調整、必要に応じた新たな申請の勧奨
	障害児相談支援	児	【障害児支援利用援助】申請時（給付決定前）に利用計画案を作成／決定後に事業者等と連絡調整し利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】モニタリング／事業所等と連絡調整等
	地域移行支援	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う
	地域定着支援	者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、事業所等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う

※表中の●は「障害者」、●は「障害児」が利用できるサービス

1 自立支援給付の概要

- ◎障害者総合支援法にもとづき提供される障害福祉サービスや相談支援、自立支援医療、補装具の購入等などの費用については、自立支援給付として支給されます。
- ◎自立支援給付は、介護保険法の介護給付や健康保険法の療養の給付などのうち、自立支援給付に相当するものを受けられるときなどは、その部分については行われません。
- ◎自立支援給付の支給等は市町村等が実施し、市町村や都道府県・厚生労働省は、必要があるときは、障害者等や事業者等に報告・調査等を行います。

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に分けられます。このうち自立支援給付では、障害福祉サービスや相談支援、自立支援医療、補装具の購入等などの費用が支給されます。

支給される自立支援給付は、以下のとおりです（法6条）。

介護給付費 (特例介護給付費※1)	市町村による支給決定を経て提供される、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、療養介護、施設入所支援などの介護の支援に要する費用の給付
訓練等給付費 (特例訓練等給付費※1)	市町村による支給決定を経て提供される、自立訓練、就労移行支援、自立生活援助、共同生活援助などの訓練等の支援に要する費用の給付
特定障害者特別給付費 (特例特定障害者特別給付費※1)	施設入所支援、共同生活援助、重度障害者等包括支援の支給決定を受けた低所得者等の食費・光熱水費の負担軽減に要する費用の給付
地域相談支援給付費 (特例地域相談支援給付費※2)	市町村による地域相談支援給付決定を経て提供される地域移行支援、地域定着支援による相談の支援に要する費用の給付
計画相談支援給付費 (特例計画相談支援給付費※3)	介護給付費・訓練等給付費の支給要否決定または地域相談支援給付費の給付要否決定を行うに際しサービス等利用計画案を求められた場合におけるサービス利用支援、または支給決定・給付決定障害者の継続サービス利用支援に要する費用の給付
自立支援医療費	市町村等による支給認定を経て提供される、更生医療、育成医療、精神通院医療に要する費用の給付
療養介護医療費（基準該当療養介護医療費※4）	療養介護の支給決定を受けた障害者に対する、療養介護医療に要する費用の給付
補装具費	申請を受けて市町村が認めた補装具費支給対象障害者等に対する補装具の購入、借受け、修理に要する費用の給付
高額障害福祉サービス等給付費	市町村が、支給決定障害者等や65歳到達まで障害福祉サービスを受けていた障害者（相当する介護保険サービスを利用する場合）の申請を受け支給する、世帯における負担を軽減する費用の給付

※1 支給決定の効力が生じる前に緊急その他やむを得ない理由によりサービス等を受けた場合や、基準該当障害福祉サービスを受けたときに、必要があると認められる場合、支給されます（法30条、35条）。

※2 地域相談支援給付決定の効力が生じる前に緊急その他やむを得ない理由により地域移行支援、地域定着支援を受けた場合において、必要があると認められるとき、支給されます（法51条の15）。

※3 計画相談支援対象障害者等が基準該当計画相談支援を受けた場合において、必要があると認められるとき、支給されます（法51条の18）。

※4 療養介護に係る特例介護給付費の支給決定を受けた障害者が、基準該当療養介護医療を受けたとき、申請にもとづき市町村が支給します（法71条）。

●他の法令による給付等との調整（法7条、令2条）

自立支援給付は、その障害の状態につき、介護保険法の介護給付や健康保険法の療養の給付などのうち、自立支援給付に相当するものを受けられるときなどは、その部分については行われません。自立支援医療は原則として保険優先・他法優先で、介護給付費等も災害補償関係法令による介護サービスが優先します※5。

介護給付費等の支給においては、市町村は、障害支援区分の認定調査や勘案事項調査等で介護給付費等の支給が必要となった事情を把握し、他法との給付調整事由に該当する場合には、支給決定を行わないか、他法から給付を受けられる部分等を支給量から除くなどの調整を行います。

◆調整を行う給付等（令2条）

○以下の自立支援給付に相当するものは「受けることができる給付」を限度として自立支援給付を行わない

健康保険法：療養の給付等※1、特別療養費／**船員保険法**：療養の給付等※1／**労働基準法**：療養補償／**労働者災害補償保険法**：療養補償給付、療養給付／**船員法**：療養補償／**災害救助法**：扶助金（災害救助法施行令の療養扶助金に限る）／**消防組織法**：損害の補償※2／**消防法**：損害の補償※2／**水防法**：損害の補償※2／**国家公務員災害補償法**※3：療養補償／**警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律**：療養給付／**海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律**：療養給付／**公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律**：療養補償／**証人等の被害についての給付に関する法律**：療養給付／**国家公務員共済組合法**※3：療養の給付等※1／**国民健康保険法**：療養の給付等※4、特別療養費／**災害対策基本法**：損害の補償※5／**地方公務員等共済組合法**：療養の給付等※1／**地方公務員災害補償法**：療養補償／**高齢者の医療の確保に関する法律**：療養の給付等※4、特別療養費／**原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律**：医療の給付、一般疾病医療費／**介護保険法**：介護給付、予防給付、市町村特別給付／**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律**：損害の補償※5／**新型インフルエンザ等対策特別措置法**：損害の補償（災害救助法施行令の療養扶助金に相当するものに限る）

○以下の自立支援給付に相当するものは「受けることができる給付（介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る）」を限度として自立支援給付を行わない

労働者災害補償保険法：介護補償給付、介護給付／**消防組織法**：損害の補償※6／**消防法**：損害の補償※6／**水防法**：損害の補償※6／**国家公務員災害補償法**※3：介護補償／**警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律**：介護給付／**海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律**：介護給付／**公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律**：介護補償／**証人等の被害についての給付に関する法律**：介護給付／**災害対策基本法**：損害の補償※7／**労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりおその効力を有するものとされる同法附則第7条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第8条**：介護料／**地方公務員災害補償法**：介護補償／**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律**：損害の補償※7

○以下の自立支援給付に相当するものは「利用することができる事業」を限度として自立支援給付を行わない

介護保険法：地域支援事業（第一号事業に限る。）

- * 1：療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費
- * 2：非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の療養補償に限る
- * 3：他の法律において準用し、又は例による場合を含む
- * 4：療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費
- * 5：非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る
- * 6：非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の介護補償に限る
- * 7：非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の介護補償に相当するものに限る

※5 その他、国・地方公共団体の負担で自立支援給付に相当するもの（たとえば国家賠償法にもとづく賠償としての給付など）が行われたときも、その限度で行われません。

1 事業所の指定とサービスの概要

- ◎障害福祉サービス事業所・障害者支援施設は都道府県等が、計画相談支援の事業所は市町村が指定します。指定は指定基準（条例）にもとづき、サービス単位・事業所単位で行われます。
- ◎自立支援医療を実施する指定自立支援医療機関については、都道府県等が指定します。指定は自立支援医療の種類ごとに行われます。

1 サービス事業者・施設等の指定

自立支援給付に係るサービスのうち、介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費・計画相談支援給付費・自立支援医療費に係るサービスについては、基本的に指定を受けたサービス事業所・施設・医療機関によって提供されます※1。

指定は、事業者・施設・医療機関からの申請により、都道府県等※2 が行いますが（指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定自立支援医療機関※3・指定一般相談支援事業者）、特定相談支援事業者の指定は市町村が行います。

サービス	提供事業者・施設・医療機関
指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設
指定地域相談支援	指定一般相談支援事業者
指定計画相談支援	指定特定相談支援事業者
自立支援医療	指定自立支援医療機関

なお、指定障害者支援施設は、施設入所支援は必ず実施するほか、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（B型）のいずれかのサービスを提供します（施設障害福祉サービス）。

●指定をされない欠格事由

指定は、申請により事業所・施設ごとにサービス種類を定めて行われます。ただし、①原則として法人であること、②人員の基準を満たすこと、③設備・運営の基準に従って適正な障害サービス事業の運営ができることが要件となっています※4。また、申請者が欠格事由に該当する場合は指定されません。欠格事由は介護保険と同様に、他の保健医療・福祉に関する法律や労働法で罰金刑に処せられ執行が終わっていないこと、指定取消を受け5年を経過していないことなどが定められています。

※1 指定を受けたサービス事業所等以外から提供されるサービスについても、例えばのぞみの園から提供される施設障害福祉サービスは給付費の対象となります。

※2 指定都市、中核市においては同市が実施します。

※3 指定自立支援医療機関については、病院・診療所・薬局・健康保険法に規定する指定訪問看護事業者・介護保険法に規定する訪問看護を実施する指定訪問看護事業者および介護予防訪問看護を行う指定介護予防サービス事業者の開設者の申請により行われます。

※4 指定自立支援医療機関の指定に係る欠格事由には、法人要件などの①～③の要件はありません。一方で、健康保険法に規定する療養の給付の対象となる医療機関等であることや、著しく不適当と認める者であるときは、都道府県等は指定をしないことができるなどの規定があります（法59）。

◆指定に係る欠格事由

指定を行わない事由（欠格事由）
(1)法人でない★1
(2)事業所等が人員基準を満たしていない★2
(3)設備・運営基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をできないと認められる★2
(4)禁錮以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある★3
(5)①障害者総合支援法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律※1の規定により罰金の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある ②労働に関する法律の所定の規定※2により罰金の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある
(6)①指定取消事由に該当、または②情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告に関する命令に従わなかったことにより指定を取り消され、取消日から5年が経過していない (取消処分通知日前60日以内に、その法人の役員等・法人でない事業所等の管理者であった者を含む) (取消理由となった事実について組織的関与が認められない場合を除く)
(7)法人である申請者と密接な関係を有する者（申請者の親会社等※3）が上記(6)①または②により指定を取り消され、その取消日から5年が経過していない★4
(8)上記(6)①または②により、指定取消についての通知があり、その通知日から取消処分日・処分を行わないことの決定日までの間に事業廃止の届出・指定辞退の申出を行い、その届出日から5年が経過していない（事業廃止の届出等について相当の理由がある場合を除く）
(9)申請者が都道府県等による検査が行われた日から指定の取消の処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に、相当の理由なく廃止届を提出した者で、その届出日から5年が経過していない
(10)上記(8)の事業廃止の届出・指定辞退の申出を行った場合で、指定取消についての通知日前60日以内にその法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者で、その届出日等から5年が経過していない★3
(11)申請前5年以内に当該サービスに関し不正または著しく不当な行為をした
(12)法人が申請する場合に、その役員等の中に(4)～(6)までまたは(8)～(11)までのいずれかに該当する者がいる
(13)法人でない事業者等が申請する場合に、その管理者が(4)～(6)までまたは(8)～(11)までのいずれかに該当する★3

★1：指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護に係る指定・病院または診療所により行われる短期入所に係る指定および指定自立支援医療機関の指定は除く

★2：指定自立支援医療機関の指定は除く

★3：指定一般相談支援事業者および指定特定相談支援事業者の指定は除く

★4：指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護に係る指定、指定障害者支援施設の指定、指定自立支援医療機関の指定は除く

※1 国民の保健医療・福祉に関する所定の法律とは、①児童福祉法、②身体障害者福祉法、③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、④生活保護法、⑤社会福祉法、⑥老人福祉法、⑦社会福祉士及び介護福祉士法、⑧介護保険法、⑨精神保健福祉士法、⑩児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、⑪児童虐待の防止等に関する法律、⑫就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、⑬障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、⑭子ども・子育て支援法、⑮国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）、⑯公認心理師法、⑰民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に加え、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護に係る指定においては加えて、①医師法、②歯科医師法、③保健師助産師看護師法、④医療法、⑤医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、⑥薬剤師法、⑦再生医療等の安全性の確保等に関する法律、⑧難病の患者に対する医療等に関する法律、⑨臨床研究法です。なお、指定自立支援医療機関の指定については、療養介護に係る指定のうち、①～④、⑧、⑬～⑯、①'～⑨'の法律となります

※2 労働に関する法律の所定の規定とは、①労働基準法（強制労働の禁止に対する違反等）、②最低賃金法（地域別最低賃金以上の賃金支払への違反）、③賃金の支払の確保等に関する法律（貯蓄金の保全措置に係る命令への違反）です

※3 申請者の親会社等とは、①申請者の親会社等（申請者の事業を実質的に支配し、またはその事業に重大な影響を与える関係にある者→株式会社：議決権の過半数を所有する者／持株会社：資本金の過半数を出資している者）、②申請者の親会社等の子会社等（申請者の親会社等が、その事業を実質的に支配し、またはその事業に重大な影響を与える関係にある者）、③申請者の子会社等（申請者がその事業を実質的に支配し、またはその事業に重大な影響を与える関係にある者）です

●障害福祉計画の定めにより指定が行われない場合

障害福祉サービスのうち、生活介護と就労継続支援A型・B型は、供給量の調整を行いながら計画的に整備が進められています（特定障害福祉サービス）。都道府県障害福祉計画で定める量を超えている場合に、都道府県は指定を行なうことができます。

障害者支援施設の指定は、その施設で行う施設障害福祉サービスの種類と入所定員を定めて行なわれます。施設障害福祉サービスについては、地域移行を進める観点から供給量の調整が行われており、都道府県障害福祉計画で定める入所定員の総数を超える場合に、都道府県は指定を行なうことができます。

●6年ごとの更新と変更・休廃止の届出等

指定の有効期限は6年であり、6年ごとに更新を受けなければその効力を失います※5。また、指定障害福祉サービス事業者が特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときや、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの種類の変更または入所定員を増加しようとするときは、指定の変更を申請します※6。

指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者は、事業を廃止・休止するときは1月前までに届け出ます。一方、指定障害者支援施設は3月以上の、指定自立支援医療機関は1月以上の予告期間を設けて指定を辞退することができます。

■共生型障害福祉サービス事業者の特例（法41条の2）

障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくなるという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されています。

具体的には、介護保険・障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障害児者のニーズをふまえて、指定を受けるかどうかを判断します。

障害福祉サービスにおいて共生型サービスの対象となるのは、居宅介護、生活介護、重度訪問介護、短期入所および自立訓練です。

生活介護と児童福祉法に規定する児童発達支援・放課後等デイサービスの組み合わせもしく

※5 指定自立支援医療機関においては、開設者およびその家族等のみが診療・調剤に従事している小規模医療機関の場合、指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申出がないときは、指定自立支援医療機関の申請があったとみなします（法60条・2項）。

※6 また、サービス事業所等の名称や所在地などを変更するときや、指定自立支援医療機関以外において休止した事業を再開したときは、10日以内にその旨を届け出ます。

●指定基準とサービス提供の原則

障害福祉サービス事業所・施設の指定基準は、国の基準（厚生労働省令）にもとづき、都道府県（指定都市・中核市）が条例で定めます。条例は、①従業者数や居室面積のように国の基準に従い全国共通で定める事項、②利用定員のように国が標準を示す事項、③国の基準を参考に地域の実情をふまえ定める事項からなります。

基準は、適切なサービス実施のために必要な最低限度の基準※7を定めたものであり、事業者・施設は、常にその運営の向上に努めます。サービスは、次の原則に則り提供します。

- (1)利用者の意向、適性、障害の特性などの事情をふまえた個別支援計画にもとづき提供するとともに、効果について継続的な評価を実施するなどにより、利用者に適切・効果的にサービスを提供します。
- (2)利用者・障害児の保護者の意思と人格を尊重して、常に利用者・障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3)利用者の人権擁護・虐待防止等のための責任者設置等必要な体制の整備、従業者に対する研修の実施等に努めます。

なお、自立支援医療機関においては、上記のような独立した指定基準のしくみはありませんが、療養担当規則や健康保険の診療方針に従い、自立支援医療の実施に関する都道府県等の指導を受け、良質かつ適切な自立支援医療を実施します。

●相談支援の事業者の指定

特定相談支援事業者は、市町村が指定します。全国で共通する取組みが求められていることから、指定基準は国の基準として定められています。

◆事業者・施設ごとの指定権者と指定基準

事業者・施設	指定権者	指定基準
障害福祉サービス事業	・都道府県 ・指定都市 ・中核市	人員基準：従業者と員数は厚生労働省令に従う 設備基準：居室の設置と床面積は厚生労働省令に従う 利用定員は厚生労働省令を標準として定める その他は厚生労働省令を参照して定める
障害支援施設		運営基準：適切な利用の確保、適切な処遇・安全の確保、秘密保持等に密接に関連する事項は厚生労働省令に従う その他は厚生労働省令を参照して定める
一般相談支援事業者		厚生労働省令で定める基準
特定相談支援事業者	市町村	厚生労働省令で定める基準

※7 基準等を満たさない場合には指定・更新は行われません。指定事業者等が基準に違反する場合は、勧告、事業者名等の公表、措置の命令を経て指定の取消や効力停止が行われます。ただし、自己の利益を図るために基準に違反したときや、利用者の生命・身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるときなどは、直ちに指定取消や効力停止となります。

1 障害児への支援給付の概要

- 児童福祉法の規定による障害児への支援給付は、通所・入所・相談支援として、それぞれ障害児通所給付費・障害児入所給付費・障害児相談支援給付費等として設定されています。
- 通所・相談支援に係る給付の支給は市町村が実施し、入所に係る給付の支給は都道府県等が実施します。それぞれの事業者の指定は都道府県等が行います（相談支援は市町村）。
- 障害者総合支援法における自立支援給付同様、実施者による報告・調査等の規定や業務管理体制・情報公表制度などは、児童福祉法においても規定されています。

1 通所・入所・相談支援に給付を分類（法第2章第2・4・5節）

児童福祉法では、障害児※1に対する保健福祉サービスに係る給付を、通所・入所・相談支援に分けて規定しています。通所においては障害児通所給付費等が、入所においては障害児入所給付費等が、相談支援においては障害児相談支援給付費等が支給されます。

通所 (居宅生活の支援)	障害児通所給付費／特例障害児通所給付費／高額障害児通所給付費／肢体不自由児通所医療費
入所	障害児入所給付費／高額障害児入所給付費／特定入所障害児食費等給付費／障害児入所医療費
相談支援	障害児相談支援給付費／特例障害児相談支援給付費

障害児通所給付費・障害児入所給付費・障害児相談支援給付費の対象となるサービスは下表のとおりです。

◆児童福祉法における障害児への支援給付対象サービス

給付	対象サービス名	サービス内容
障害児通所給付費	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
	医療型児童発達支援*	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行う
	放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などの支援を行う
	居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行う
	保育所等訪問支援	保育所等、乳児院・児童養護施設を訪問し、障害児に障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
障害児入所給付費	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導や知識技能の付与を行う
	医療型障害児入所施設*	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、治療を行う
障害児相談支援給付費	障害児支援利用援助	申請時（給付決定前）に利用計画案を作成し、決定後に事業者等と連絡調整し利用計画を作成する
	継続障害児支援利用援助	モニタリング／事業所等と連絡調整等

*：給付については医療に係る部分を除く（それぞれ肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費として給付）

●通所・相談支援は市町村が、入所は都道府県等が実施

障害児通所給付費・障害児相談支援給付費の支給については、市町村が実施します。障害児通所給付費の支給対象となる障害児通所支援を利用する場合、障害児の保護者は市町村に申請し、障害者総合支援法における介護給付費等（P73～）と同様、通所給付決定を受けサービス利用を開始します。通所給付決定では、支給量・通所給付決定に係る有効期間などが設定され、通所受給者証が交付されます。

なお、障害児相談支援給付費の支給は、基本的に障害者総合支援法における計画相談支援給付費の支給を受ける場合と同様です。

障害児入所給付費の支給は、都道府県等※2が実施します。給付を受ける場合は都道府県等に申請し、入所給付決定を受けることで給付決定期間などが設定され、入所受給者証が交付されます。

●不正利得の徴収（法57条の2）

障害者総合支援法における自立支援給付と同様に、児童福祉法における障害児への支援給付の支給においても、不正利得の徴収について規定されています※3。市町村等※4は、偽りその他不正の手段により障害児への支援給付を受けた者があるときは、その者から、給付の額に相当する金額の全部または一部を徴収することができます。

また、各指定障害福祉サービス事業者等が、偽りその他不正の行為により障害児への支援給付の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができます。

●報告・調査等（法57条の3～57条の3の3）

市町村等※4は、支給に関して必要があるときは、①障害児の保護者等に対し、報告もしくは文書その他の提出・提示を命じ、当該職員に質問させることができ、また、②当該給付に係る対象サービス等を行う者等※5に対し、報告もしくは文書その他の提出・提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、事業所・施設に立ち入り、その設備・帳簿書類その他を検査させることができます。

一方、厚生労働大臣や都道府県知事は、障害児への支援の給付に関して必要があると認めるときは、①当該給付に係る障害児の保護者またはこれらの者であった者に対し、当該給付に係るサービス等の内容に関し、報告もしくは文書その他の提出・提示を命じ、または当該職員に質問させることができ、また、②サービス等を行った者もしくはこれらを使用した者に対し、行ったサービス等に関し、報告もしくは当該サービス等の提供の記録、帳簿書類その他提出・提示を命じ、または当該職員に関係者に対して質問させることができます※6。

※2 指定都市、児童相談所設置市においては、同市が実施します（令45条～45条の3）。

※3 障害者総合支援法における規定については、P71参照。なお、児童福祉法においては、次の報告・調査等とあわせ、「第7章 雜則」として規定されています。

※4 前述のとおり、障害児入所給付費については実施者が都道府県等のため、都道府県等において実施します。

※5 対象サービス等を行う者のほか、これらを使用する者、これらの者であった者に対して行えます。

※6 このほか、障害者総合支援法における自立支援給付（P71）と同様に、指定事務受託法人に対する一部委託などについて規定されています（法57条の3の4）。

2 事業者・施設の指定等（法21条の5の3等）

障害児への支援給付に係るサービスは、障害者総合支援法における障害福祉サービスと同様（P128）、基本的に指定を受けたサービス事業所・施設によって提供されます。

指定は、障害児通所支援および障害児入所支援については事業者・施設からの申請により都道府県等※7が行いますが（指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設）、障害児相談支援を実施する障害児相談支援事業者の指定については、市町村が行います。

なお、障害児への支援給付に係る障害児通所支援および障害児入所支援については、上記の事業者・施設のほか、指定発達支援医療機関においても提供されます※8。

指定サービス	提供事業所・施設
指定通所支援	指定障害児通所支援事業者 指定発達支援医療機関
指定入所支援	指定障害児入所施設 指定発達支援医療機関
指定障害児相談支援	指定障害児相談支援事業者

●業務管理体制の整備も障害福祉サービスと同様に義務づけ

法令遵守等の業務管理体制の整備については、障害者総合支援法における障害福祉サービス等の指定事業者・施設同様、児童福祉法における指定事業者・施設においても義務づけられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は指定を受けている事業所・施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関等に届け出ます。

内容は障害者総合支援法における業務管理体制の整備（P159）と基本的に同様です※9。

●児童福祉法における情報公表制度（法第2章8節）

児童福祉法においても、障害者総合支援法と同様の情報公表制度が規定されています。

児童福祉法においては、指定通所支援、指定入所支援（指定発達支援医療機関が行う者を除く）、指定障害児相談支援を情報公表対象支援として、情報の公表を行うサービスの対象としています。

詳細は、基本的に障害者総合支援法における指定障害福祉サービス等と同様（P161）であり、指定を行った都道府県等（指定障害児相談支援については市町村を管轄する都道府県）が実施します。

※7 指定障害児通所支援事業者については、指定都市・中核市・児童相談所設置市を、指定障害児入所施設については、指定都市・児童相談所設置市を含みます（令45条、45条の3）。

※8 指定発達支援医療機関とは、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関で厚生労働大臣が指定するものをいいます。

2 通所（居宅生活の支援）に係る障害児への支援給付等

○児童福祉法の規定による通所（居宅生活の支援）に係る障害児への支援給付（障害児通所給付費等）を受けようとする障害児の保護者は、市町村へ申請し、通所給付決定を受けます。

○障害児通所給付費は通所給付決定保護者が、都道府県等が指定する障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたときに、支給量の範囲内において要した費用を支給します。

1 居宅生活の支援に関する給付費の支給と自己負担（法21条の5の2～21条の5の3）

居宅生活の支援に係る児童福祉法の給付は、障害児通所給付費・特例障害児通所給付費・高額障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費※1に分類されます。

このうち、障害児通所給付費・特例障害児通所給付費の支給は、障害児通所支援※2に関して支給する給付です（法21条の5の2）。

障害児通所給付費は、市町村による通所給付決定を受けた保護者（通所給付決定保護者）が有効期間内において、都道府県等が指定する指定障害児通所事業者または指定発達支援医療機関から指定通所支援を受けたときに要した費用について支給されます※3。

ただし、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスにおける食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用などの、通所特定費用は除きます。

障害児通所支援	通所特定費用
児童発達支援 医療型児童発達支援	①食事の提供に要する費用 ②日用品費 ③その他日常生活において通常必要となる費用であり負担させることが適当なもの
放課後等デイサービス	日常生活において通常必要となる費用であり負担させることができるもの

●障害児通所給付費に係る所得区分と負担上限月額

通所給付決定に際し、市町村は利用者負担上限月額を認定します。

これは、所得などに応じた①生活保護、②低所得者（市町村民税非課税世帯）、③一般（市町村民税課税世帯）の区分に分けられ、負担上限月額が設定されます※4。

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得（市町村民税非課税世帯）	0円
一般1（市町村民税所得割額28万円未満）	4,600円
一般2（上記に該当しない）	37,200円

※1 高額障害児通所給付費についてはP174、肢体不自由児通所医療費についてはP178参照。

※2 障害児通所支援とは、①児童発達支援、②医療型児童発達支援（医療に係るもの）を除く）、③放課後等デイサービス、④居宅訪問型児童発達支援、⑤保育所等訪問支援を指します。

※3 特例障害児通所給付費は、①通所給付決定保護者が、申請後に通所給付決定の効力が生じた日の前までの間に緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき、②通所給付決定保護者が基準該当通所支援を受けたときに支給されます。

※4 負担上限月額は世帯の所得区分に応じて定められますが、負担上限月額がサービス費用の10%を超える場合は10%負担になります。

1 地域の特性や状況に応じて行われる地域生活支援事業

- ◎全国一律で行われるのが障害福祉サービス等の自立支援給付であるのに対し、地域の特性や状況に応じて柔軟な事業形態で行われるのが地域生活支援事業です。
- ◎地域生活支援事業には、市町村が行う事業と都道府県が行う事業があり、また、必ず実施すべき必須事業と、実施主体の判断で行う任意事業があります。

障害者総合支援法では、全国一律で同じサービスを提供するよりも、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施した方がより効率的・効果的な事業を「地域生活支援事業」として位置づけています。

地域生活支援事業には、市町村地域生活支援事業と都道府県地域生活支援事業があり、それぞれ、必ず実施すべき必須事業と、実施主体の判断で行う任意事業があります。

具体的なサービス内容・利用手続き・報酬・利用者負担等については、国の要綱等に基づきつつ、市町村や都道府県の実情に応じて決めることができます。また、交付された補助金は実施主体の裁量で個々の事業に柔軟に配分できる「統合補助金」としています。

●市町村地域生活支援事業

市町村地域生活支援事業は市町村が実施主体となります。なお、必須事業については都道府県が代行することもできます。

実施に当たり、市町村が適当と認める地方公共団体以外の団体等に事業の全部または一部を委託することや、広域的な事業展開のため複数の実施主体が連携することもできます。

市町村地域生活支援事業のうち必須事業は、障害者または障害児(以下「障害者等」)が自立した日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠な支援を、最も身近な自治体が行う事業と言えます。

●都道府県地域生活支援事業

都道府県地域生活支援事業は都道府県が実施主体となります。ただし、都道府県が適当と認める場合は指定都市または中核市もしくは地方公共団体以外の団体等に、事業の全部または一部を委託することができます。

都道府県地域生活支援事業のうち必須事業は、専門性の高い相談支援・養成研修・派遣・連絡調整に関する事業や広域的な対応が求められる支援事業等、主に市町村を後方支援する事業が中心となります※1。

※1 都道府県地域生活支援事業のうち任意事業として行われる事業に、「サービス・相談支援者、指導者育成事業」があります。この事業は、障害福祉サービスまたは相談支援が円滑に実施されるように指導者を育成することにより、サービス等の質の向上を図る目的があります(P205)。

●特別支援事業

特別支援事業とは、実施が遅れている必須事業の促進や、実施水準の格差を正を図るために必要となる事業として、あらかじめ厚生労働省に協議を行い、その承認を得た事業です。この事業は、地域における必須事業の実施の推進および充実を図り、障害者等の福祉の増進に寄与することを目的としています。

●補助率と留意事項

国は、予算の範囲内において、市町村および都道府県が地域生活支援事業に要する費用の100分の50以内を補助することができます。また、都道府県は、市町村が事業に要する費用の100分の25以内を補助することができます。

これにより負担割合は、原則として、市町村地域生活支援事業で国50%・都道府県25%・市町村25%、都道府県地域生活支援事業で国50%，都道府県50%，となっています。

市町村等および都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置づけます※2。

◆市町村地域生活支援事業の必須事業

- (ア) 理解促進研修・啓発事業
- (イ) 自発的活動支援事業
- (ウ) 相談支援事業
- (エ) 成年後見制度利用支援事業
- (オ) 成年後見制度法人後見支援事業
- (カ) 意思疎通支援事業
- (キ) 日常生活用具給付等事業
- (ク) 手話奉仕員養成研修事業
- (ケ) 移動支援事業
- (コ) 地域活動支援センター機能強化事業

◆市町村地域生活支援事業の任意事業

- 日常生活支援に関する事業**
福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、生活訓練等、日中一時支援、地域移行のための安心生活支援、巡回支援専門員整備、相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保、協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

社会参加支援に関する事業

- レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等発行、奉仕員養成研修、複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進、家庭・教育・福祉連携推進事業

就業・就労支援に関する事業

- 盲人ホームの運営、知的障害者職親委託
その他、障害支援区分認定等事務、自動車運転免許取得・改造助成、更生訓練費給付

※2 このほかに地域生活支援事業にかかる留意事項として、①障害者等に対し、点字の使用や代筆・代読・音声訳・要約を行うなど障害種別に配慮しながら、事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること、②事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと等があります。

◆都道府県地域生活支援事業の必須事業

- (ア) 専門性の高い相談支援事業
- (イ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (ウ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (エ) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- (オ) 広域的な支援事業

◆都道府県地域生活支援事業の任意事業

- 日常生活支援に関する事業**
福祉ホームの運営、オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設器）社会適応訓練、音声機能障害者発声訓練、児童発達支援センター等の機能強化等、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進、医療型短期入所事業所開設支援、障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

社会参加支援に関する事業

- 手話通訳者設置、字幕入り映像ライブラリーの提供、点字・声の広報等発行、点字による即時情報ネットワーク、都道府県障害者社会参加推進センター運営、奉仕員養成研修、レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、サービス提供者情報提供等、障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業、企業CSR連携促進

就業・就労支援に関する事業

- 盲人ホームの運営、重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）、一般就労移行等促進、障害者就業・生活支援センター体制強化等、重度障害者に係る市町村特別支援

◆市町村地域生活支援事業の必須事業

(ア) 理解促進研修・啓発事業

目的	地域住民の理解を深める、または「心のバリアフリー（※）」の推進を図るために研修および啓発活動を実施することで「社会的障壁」の除去および共生社会の実現を図る ※「心のバリアフリー」…障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと	
事業内容	実施内容 障害者等に対する理解を深める、または「心のバリアフリー」の推進を図るために研修・啓発事業	
実施形式	次のいずれかの形式による ①教室等開催 様々な障害について分かりやすく解説し、手話や介護等の実践や福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催 ②事業所訪問 地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す ③イベント開催 多くの住民が参加できるイベント等の開催により、障害者等に対する理解を深める ④広報活動 障害者等に対する接し方の普及・啓発を目的として実施 ⑤身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための取組 a 障害者等が日常生活を営む上で感じる心のバリアを知り、そうした場面におけるコミュニケーション手法を学ぶための教材の作成・公開や研修会の開催、b 外見では障害がわかりづらい人が、支援を求めるためのツール等の周知・頒布、c 障害者等に対する接遇の向上や合理的配慮の推進に資する情報発信・研修等 ⑥その他形式 上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施	
留意事項	(1)多くの住民が事業に関心を持つよう、また、通年に実施するよう努める (2)障害以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も対象となるが、対象となるのはあくまでも障害に関する部分に限る (3)単に障害施策や福祉用具等を説明するだけのものは本事業の対象とならない	

(イ) 自発的活動支援事業

目的	地域における自発的な活動を支援することで「心のバリアフリー」の推進および共生社会の実現を図る	
事業内容	実施内容 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う事業	
実施形式	次のいずれかの形式による ①ピアサポート活動支援 障害者等やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換ができる交流会活動を支援 ②災害対策活動支援 障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援 ③孤立防止活動支援 地域で障害者等が孤立することがないよう見守り活動を支援 ④社会活動支援 仲間と話し合い、社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、社会復帰活動を支援 ⑤ボランティア活動支援 障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援	

	⑥身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動支援	a 心のバリアに気づき、簡易な支援等を行うことができるような実践的な研修会の開催 b 円滑に周囲に援助を求めることができるよう、障害者等に対する一定の理解を有するとともに地域住民がそれとわかるためのツールの周知・頒布
	⑦その他形式	上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式による活動を支援

留意事項	(1)団体へ委託・補助する場合、委託費等が真に事業目的だけに使用されているか確認する (2)多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努める
------	---

(ウ) 相談支援事業

目的	障害者等、保護者または介護者などからの相談に応じ、情報提供等の便宜の供与や、必要な援助を行う	
	(1)基幹相談センター等機能強化事業	
目的	一般的な相談支援事業に加え、必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター(P201)等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る	
事業内容	①特に必要と認められる能力を有する専門的職員（※）を配置 ※社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村等の相談支援機能を強化するために必要と認められる者 ②地域の相談支援体制の強化の取組 a 訪問等による専門的な指導・助言、b 人材育成の支援、c 地域の相談機関との連携強化の取組、d 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言、e 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果および地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 ③地域移行・地域定着の促進の取組 a 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発、b 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	
留意事項	(1)障害者総合支援法第89条の3の規定に基づく協議会（以下「協議会」）を設置する市町村または圏域等を単位として実施 (2)市町村が設置する協議会において、事業実施計画を作成 (3)都道府県が設置する協議会に、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努める	

目的	(2)住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	
	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行う	
事業内容	主に次の支援を行う	
	①入居支援	物件斡旋依頼および家主等との入居契約手続き支援を行う。また、公的保証人制度がある場合には必要に応じてその利用支援を行う
	②居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整	利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う

2 指定地域相談支援を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定一般相談支援事業者に地域相談支援受給者証を提示して当該指定地域相談支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域相談支援給付費の額は、指定地域相談支援の種類ごとに指定地域相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）とする。

4 地域相談支援給付決定障害者が指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときは、市町村は、当該地域相談支援給付決定障害者が当該指定一般相談支援事業者に支払うべき当該地域相談支援に要した費用について、地域相談支援給付費として当該地域相談支援給付決定障害者に支給すべき額の限度において、当該地域相談支援給付決定障害者に代わり、当該指定一般相談支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付費の支給があったものとみなす。

6 市町村は、指定一般相談支援事業者から地域相談支援給付費の請求があったときは、第3項の厚生労働大臣が定める基準及び第51条の23第2項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準（指定地域相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

8 前各項に定めるもののほか、地域相談支援給付費の支給及び指定一般相談支援事業者の地域相談支援給付費の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例地域相談支援給付費）

第51条の15 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第51条の6第1項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。

2 特例地域相談支援給付費の額は、前条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

3 前2項に定めるもののほか、特例地域相談支援給付費の支給に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（地域相談支援受給者証の提示）

〔則〕 **第34条の52** 地域相談支援給付決定障害者は、法第51条の14第2項の規定に基づき、指定地域相談支援を受けるに当たっては、その都度、指定一般相談支援事業者に対して地域相談支援受給者証を提示しなければならない。

○「厚生労働大臣が定める基準」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）

◆別売書籍『障害福祉サービス報酬の解釈』第II編「費用算定基準（単位数表）」第1章第2節「地域相談支援」

○「厚生労働省令」=介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）

●付・介護給付費等の請求（→389頁）

（特例地域相談支援給付費の支給の申請）

〔則〕 **第34条の53** 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、法第51条の15第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び地域相談支援受給者証

第2款 計画相談支援給付費及び特例計画相談

支援給付費の支給

（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）

第51条の16 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に関して次条及び第51条の18の規定により支給する給付とする。

（計画相談支援給付費）

第51条の17 市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

一 第22条第4項（第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第51条の7第4項（第51条の9第3項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第51条の6第1項若しくは第51条の9第1項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行なう者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（次項において「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。

番号（第34条の41第二号に規定する地域相談支援受給者証番号をいう。以下同じ。）

二 支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額

2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

（計画相談支援給付費の支給の申請）

〔則〕 **第34条の54** 法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受けようとする計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び個人番号

2 市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第51条の17第1項各号に規定する計画相談支援を受けたと認めるときは、計画相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載することとする。

3 支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

（計画相談支援給付費の支給の取消し）

〔則〕 **第34条の55** 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。

一 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

2 前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該計画相談支援給付費に係る計画相談支援対象障害者等に通知し、受給者証又は地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

一 計画相談支援給付費の支給を行わないこととした旨

関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めなければならない。

3 指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定地域相談支援の事業の基準)

第51条の23 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定地域相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定地域相談支援を提供しなければならない。

3 指定一般相談支援事業者は、第51条の25第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該指定地域相談支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な地域相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定一般相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定計画相談支援の事業の基準)

第51条の24 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定計画相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定計画相談支援を提供しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、次条第4項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該指定計画相談支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定特定相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第51条の25 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定める

○法第51条の23第1項の「厚生労働省令で定める基準」・第2項の「厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）

◆別売書籍『障害福祉サービス報酬の解釈』第III編「指定基準」
2 「地域相談支援」

○法第51条の24第1項の「厚生労働省令で定める基準」・第2項の「厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）

◆別売書籍『障害福祉サービス報酬の解釈』第III編「指定基準」
1 「計画相談支援」

(指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

〔則〕第34条の58 指定一般相談支援事業者は、前条第1項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）及び第五号から第七号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定める

ところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

きる場合は、この限りでない。

2 指定一般相談支援事業者は、休止した当該指定一般相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を当該指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日
二 廃止し、又は休止しようとする理由
三 現に当該指定地域相談支援を受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定地域相談支援を受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定地域相談支援を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定地域相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な地域相談支援を継続的に提供する他の指定一般相談支援事業者の名称

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

〔則〕第34条の60 指定特定相談支援事業者は、前条第1項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）及び第五号から第七号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日
二 廃止し、又は休止しようとする理由
三 現に当該指定計画相談支援を受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定計画相談支援を受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定計画相談支援を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無